

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託仕様書

1. 業務委託名

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託

2. 業務委託の目的

本業務は、岐阜市民病院における医業未収金徴収対策の一環として、医業未収金回収業務を民間事業者の技術や経験を積極的に活用することにより、病院の有する未収債権の回収強化を図り、患者負担の公平性を確保し、病院の経営安定化を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 委託する業務については、次のとおりとする。

- ① 文書や電話等による督促等
- ② 居所不明者に係る住所等の調査
- ③ 支払い方法等の相談業務
- ④ 債権者からの入金に係る業務
- ⑤ 「死亡債権」等、保証人や相続人への回収業務

(2) 委託する債権

委託する債権は、平成26年度は医療費に係る未収金のうち、平成24年度までに発生したもの及び平成25年度に発生したもののうち未収発生後1年を経過したもので、以下の①～⑥を除く債権とする。委託後①～⑥に該当することとなった債権は、委託債権から除外する。

債権の委託時期は、1年以上経過した債権を4か月ごとに委託する。

- ① 訴訟等の法的措置を実施している債権
- ② 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払いを拒む意思を明らかにしている債権
- ③ 破産・免責となった未払者に係る債権
- ④ 分割納付中又は支払方法等について相談中の債権
- ⑤ 同一の債務者に係る未収額が合計で1,000円未満の未収金
- ⑥ その他病院で督促・回収を行うと判断した債権

(3) 委託業務実施報告業務（報告書の作成）について

① 定期報告

月末時点において、債務者ごとの入金状況や対応状況を翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は前平日）までに医事課へ報告すること。また、その他必要な事項については適時報告することとする。

② 随時報告

滞納者等とのトラブル・苦情等の発生の場合は、随時病院へ報告すること。

③ 委託が除外となる場合の報告

上記の委託債権から除外に該当する場合は、該当するに至った経緯のわかる資料を添付し、随時病院へ報告すること。

4. 契約期間

契約締結の日から平成27年3月31日までとする。

5. 委託費について

本事業により民間事業者に業務委託した債権のうち、入金された額に成功報酬の割合（手数料率）を乗じた額を支払うものとする。なお、事業者の口座に一旦入金することとした場合には、入金された額を全額病院の口座に入金することとする。

また、成功報酬の割合（手数料率）には、提案した業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含んだものとする。

委託費の支払時期、支払方法については、契約でこれを定める。

6. 契約解除及び違約金の支払い

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、そのために受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 本仕様書の条項に違反したとき
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき
- (3) 正当な理由なく期限までに契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 契約解除の申し立てをしたとき

前項の規定により契約が解除された場合、受注者は発注者が契約解除と認めた日から30日以内に違約金として委託した債権の総額×手数料率の10分の1に相当する額を支払わなくてはならない。損害額が委託した債権の総額×手数料率の10分の1に相当する額を超えた場合はその実費分とする。但し「項番7 損害賠償」については項番7の定めるところによる。

7. 損害賠償

受注者は、過失により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。損害の隠蔽に該当する事案が発生した場合、発注者の判断により、契約解除及び違約金の支払いを受注者に求めることが出来る。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して、決定するものとする。
- (2) 委託する業務を他の業者に再委託することがないこと。
- (3) 受託者は、本委託業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「岐阜市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、受託期間および受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

9. 担当部課

岐阜市民病院医事課

担当 近藤

連絡先 058-251-1101 (4404)

F A X 058-251-9927

E-Mail : b-iji@city.gifu.gifu.jp